

地域包括支援センター運営協議会の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 30 年度第 2 回松阪市地域包括支援センター運営協議会
2. 開 催 日 時	平成 30 年 10 月 30 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
3. 開 催 場 所	松阪市健康センターはるる
4. 出 席 者 氏 名	<p>[委員] 志田会長、津田副会長、小林委員、岩瀬委員、高橋委員、日野委員、川上委員、田中委員、植嶋委員、山口委員、小山委員 11 名（欠席委員）北村委員、竹田委員、</p> <p>[地域包括支援センター] 第一地域包括支援センター：3 名、第二地域包括支援センター：3 名、 第三地域包括支援センター：2 名、第四地域包括支援センター 4 名、 第五地域包括支援センター 3 名</p> <p>[地域振興局] 嬉野地域振興局地域住民課：中川課長、 三雲地域振興局地域住民課：田口課長、 飯南地域振興局地域住民課：藤川課長、 飯高地域振興局地域住民課：松葉課長</p> <p>[傍聴] 無し</p> <p>[事務局] 高齢者支援課：松田課長、藤牧担当監、西山担当監、前川主幹、 森本係長、大西主任、稲垣主任、潮田、丸尾 介護保険課：田中課長</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	<p>松阪市健康福祉部高齢者支援課 TFL 0598-53-4099、FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

協議事項

1. 在宅医療介護連携推進事業について
2. 地域包括支援センターにおける権利擁護のとりくみについて
3. その他

議事録 別紙

平成 30 年度 第 2 回松阪市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時 平成 30 年 10 月 30 日 (火) 13:30～15:30

会場 松阪市健康センターはるる

出席者

[委員] 志田会長、津田副会長、小林委員、岩瀬委員、高橋委員、日野委員、川上委員、
田中委員、植嶋委員、山口委員、小山委員 計 11 名
(欠席委員) 北村委員、竹田委員

[地域包括支援センター]

- ◎第一地域包括支援センター：3 名
- ◎第二地域包括支援センター：3 名
- ◎第三地域包括支援センター：2 名
- ◎第四地域包括支援センター：4 名
- ◎第五地域包括支援センター：3 名

[地域振興局]

- ◎嬉野地域振興局地域住民課：中川課長、
- ◎三雲地域振興局地域住民課：田口課長、
- ◎飯南地域振興局地域住民課：藤川課長、
- ◎飯高地域振興局地域住民課：松葉課長

[事務局]

- ◎高齢者支援課：松田課長、藤牧担当監、西山担当監、前川主幹、森本係長、大西主任、稲垣主任、潮田、丸尾
- ◎介護保険課：田中課長

事務局

平成 30 年度第 2 回の松阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

本日は報告として、連携拠点並びに認知症初期集中支援チームのこれまでの実績報告、協議事項で各地域包括支援センターが行っている権利擁護、高齢者の生活における権利を守る取り組みを報告し、ご協議をいただきたいと思います。

それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を賜りますようお願いいたします。

会長

今の運営協議会の委員の任期は来年 3 月 31 日まででございますので、今日みえる方、来年になっても運営協議会はありますので引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速ですけれど、報告事項から入っていきたいと思います。

今年の 4 月から「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」、「松阪市認知症初期集中支援チーム」がスタートしました。みなさんもちろんご承知のことと思いますが、ほぼ半年過ぎ、拠点の方もチームの方も活躍の幅を拡げています。これについて今どの辺まで進んでいるかのご報告をしていただきます。

事務局よろしく申し上げます。

事務局

連携拠点の 4 月以降の事業の様子を報告させていただきますので、資料 1 をご覧下さい。

資料に掲載している数字は、9 月末の時点のものをご理解ください。

1. 「地域医療・介護資源の把握」、①在宅医訪問は、まず情報収集として在宅医療している医療機関、松阪市内 25 か所、多気町 1 か所、明和町 1 か所、大台町 2 か所を 9 月末までの間に訪問しました。それぞれの先生方のほんの一角ですが、病院の様子や先生の思いを限られた時間の中で、お伺いしつつ、昨年医師会の会員の先生方に実施したアンケートの内容も、一部確認をした医療機関もありました。

10 月以降も松阪市内 3 か所、明和町 2 か所に訪問しています。今後も頻繁にはお邪魔できないと思いますが、順次お邪魔をして、情報収集という目的もありますが、連携拠点ができたことと、今後ご相談に乗っていただくことのご挨拶と顔つなぎも兼ねて訪問を続けていきます。

②マップ作製は、既存の地図に病院や介護サービス事業所の位置を、相談を受けたときに、このエリアにはどんな病院があるなど、見て分かるものを作りました。手作業で作ったので、公表はどのような方向とするかは決めていませんが、連携拠点の方に足を運んでいただく機会があれば、この地図をご覧になることはできます。既存の地図を拡大コピーして手貼りで、〇〇医院、〇〇事業所と貼って、医療機関、介護サービス事業所、ケアマネの事業所、薬局などで分けて 7 冊ぐらいを作りました。

③医療・介護サービス情報の整理は、先ほどのアンケートとは別に、いろいろなサイトとか公表されているものの整理も含めて作っています。

分析のところでは、昨年度実施した在宅医療アンケートの最終報告をまとめ作業を進めています。

2. 「情報共有支援」は、今年度から松阪市として ICT を使った情報共有システムを開始したので、説明会 7 回開催、399 名が集まりました。実際に ID の申請をした方が 279 名、10 月に入って 1 名プラスで現在 280 名の方の申請を受け付けたところです。

その他 ICT を使ったシステム内で、みなさんが使いやすいように、いろいろ準備工夫をしたのが③④です。

情報発信では、資源情報ではなく、拠点が何をしたかなど簡単なことで広報誌を発行しようと現在作成を進めています。今月中にご覧になっていただける機会があればいいと思っています。

3. 「相談支援」をグラフでまとめました。9 月の相談件数は 2 件と少なく、概ね 4 件から 7~8 件です。10 月は現時点で既に 12 件で、たくさんの相談をいただき採用しました。相談方法はほとんどの方が電話で頂いています。

裏面の相談内容延べ件数、医療に関するご相談が圧倒的に多いです。それに対して行った支援は、情報提供を中心に内容によってはちょっとした助言やご提案を拠点の職員の力量の足りるところでした。

職種はケアマネさんが 3 分の 1 を占めています。それぞれの所属は、介護事業所が中心で、3 分の 1 は医療機関からもご相談をいただきました。

事業所は、ほとんど松阪市内の事業所からのご相談で、その他の地域は、かなり少数で、多気町からは 1 件もご相談がないという状況です。

課題もいろいろあると思いますので、今後検討していきます。

最後に研修は、9 月 7 日に多職種勉強会を開催して、ご覧の通りのテーマと参加者で無事終了しました。

事務局

松阪市認知症初期集中支援チームも今年の 4 月から立ち上がり、実績報告は 4 月から 8 月までの 5 か月間の期間の報告をします。

1 番は「チーム員の訪問件数」延べ件数です。保健師 1 名と精神保健福祉士 3 名。精神保健福祉士の方が日替わり交代で、南勢病院、松阪厚生病院から来ています。訪問件数が延べ 111 回となっています。

2 の「チーム員会議」は、月 1 回 1 時間の予定で松阪厚生病院と南勢病院の会場で実施しています。事例数は、5 回のチーム員会議で 20 件の相談、検討をしています。初回の件数は 13 件で、その後継続的に検討を行っており、その方が 7 名います。

チーム員会議の出席者数。医師の方もたくさん出席していただき、5 回で 22 名の方、チーム員の方の医師の方もいるので合わせて 27 名出席しています。

地域包括支援センターの方も毎回出席をして、23 人の人が出席しています。その他にも参加があり、75 名の方が 5 回の会議に出席しています。

3 番の「相談件数」ですが、女性が 14 名、男性が 8 名で 8 月まで合計 22 名のご相談がありました。

4 番「年齢内訳」は、相談の年齢としては、70 代、80 代の方が多い結果となっています。認知症初期集中支援チームが訪問したり、実際に訪問支援対象としてはあげなかった件数もこれ以外に 7 件ありました。

5 番の「訪問件数」は、実際に症例のあがってきたケースについて、実人数として 20 名、それと延べ人数について、何回か訪問しているので、最初に行った初回の月に計上しています。8 月の時点で、8 月末に相談を受けた 2 名は、このときまだ訪問をしていないので、9 月以降の予定に 2 名入れます。

6 番目の「対象者世帯内訳」。独居の方が 10 名、夫婦のみの方が 6 名、独身のお子さんと同居の方が 2 名、その他の方が 4 名とで 22 名の内訳です。

インフォーマルサポートがない対象者が 3 名おり、内訳は、夫婦で支え合っている人 2 名と入院中 1 名でした。

7 番、8 番は下の表で、初期中へ相談された方ではなく、包括や関係機関に相談しているケースです。松阪の場合は、本人さん、家族の方が認知症初期集中支援チームに相談するのではなく、地域包括支援センターや居宅事業所など関係者を通じて相談を受ける状態で、相談者の方は、本人さんのお子さんの相談が 9 件、地域包括支援センター 3 件、居宅介護支援事業所 2 件で、認知症初期集中支援チームの方に相談いただいたのは、地域包括支援センターが 17 件で、やはり地域包括支援センターからのご相談が多いという結果になっています。

9 番のチーム員への支援希望内容です。認知症初期集中支援チームに相談として一番要望の高かったのは、医療機関への受診が繋がっていないのではないか及びサービスの導入についてです。

10 番の支援に対する阻害要因内容では、実際にお困りの原因は、本人の拒否、家族の協力が得られない、BPSD の方が 13 件で多くなっています。BPSD では、妄想、易刺激性（不機嫌になる等）、介護抵抗という内容が多かったです。

11 番は、介入前と介入後でどのように介護サービスが導入されたのか、主治医の先生にかかって状態が変わったかです。介入後の無しから有りは、実際に介入前になかった状態の方が、介入後に主治医を持たれた方 7 人、認知症鑑別診断の有無が 8 人という形で成果を上げていると思われま

す。2) の支援内容です。実際に本人宅に訪問した回数が 53 回、医療機関へ訪問が 27 回、その他訪問が 11 回で 91 回の訪問をしました。

次ページ、関係者の連携内訳です。地域包括支援センターと密に連絡をすること延べ回数 129 回、医療機関の先生方と相談すること 138 回で、この 2 つが特に多い状況になっています。

8 月末の現在の状況としては (3) にありますように、在宅の方で継続されている方が 14 件、入院治療が 5 件、入居された方が 3 件でした。

会長

はい、ありがとうございました。

連携拠点の進捗状況と認知症初期集中支援チームの実績報告をしていただきましたが、何か委員の皆様からこの実績報告について何かご質問とかございましたら挙手をお願いします。

集中支援チームは、今の実績報告にあったように順調にスタートしています。運営委員会も開いており、かなり忙しく、ここにチーム員として業務を担当している精神保健福祉士の方は、南勢病院と松阪厚生病院から出させていただいて、かなり負担も多く、それぞれの病院でもお仕事していますので、なかなか優秀な方ばかりで、その方が続けてやっていただくのも厳しくなっていることもありますので、みんなで協力して進めていくべきと思っています。

それから連携拠点の方は、本当に手探りで始めましたので、順調にスタートしていますが、どんなことを連携拠点に相談したらいいのかとか、連携拠点の資源というのはどんなものが資源とっているのか、今後どうやって進んで行くのか、今申し上げた手探りなところもありますので、これも拠点の運営委員会を立ち上げ、運営委員会の中でみんなで相談しながら進むべきと思います。

委員

拠点がよいよ 4 月に始まりました。今会長から説明があったように、どのようにやっていけばという中で、手探り状態です。しかしながら、これからの一番の問題は周知することだと思います。

いわゆる関係機関の方々が行ういろんなこの地域の医療介護の資源を集積して、それを医療介護の皆様がうまく連携するために集めた資料を適切に提供する目的ですので、それを多くのこの地域の専門職に利用していただくように、これからもしていかなければいけないと思います。特に個人情報に気をつけな

がら、あくまでも専門職の中での情報があるので、これが公に、いわゆる一般の皆様に出してしまうと交通整理がつかなくなって、本来の機能がうまく発揮されないのではないかとという危惧もあるので、現在集めていただいている資料を徹底的に地域で運用できるように最新の記録を正確に積み上げていければいいと思います。

今までのところ個人からのお問合せはあまりなく、専門職同士の情報交換である程度ご理解いただいて専門職の方からのお問合せが中心で、うまく動いていますのでありがたいことと思っています。

初期中の方を見ましても、地域包括がやはり個人の皆様からの問い合わせの第一の窓口という印象がありますので、これからも地域包括と行政、初期集中がうまく連携していけばうまくいくのではないかと。

会長

はい、ありがとうございます。

委員の皆さま何かよろしいでしょうか。

病院に入院されて退院されたときに、かかりつけの先生がいないとか、あるいは退院されてから在宅医療、施設に入るときどうしたらいいのか困ってみる、病院でいえば MSW の方、地域ケアマネの方等のいろんなご相談を受ける専門職の方のご理解を受けるのが、在宅医療・介護の連携拠点の一番大きな目的だと思います。それに向かって今進んでいますし、ICT もこれからももっともって利用して、実際には 280 何人の方が登録してはいますが、動いていませんので、これから拠点の方でいろいろ企画も練っているようですので、頑張っていけるとおもいます。

また初期中も拠点も両方とも松阪地区医師会の同じ部屋で、隣り合わせで連携しながらやっておりますので、また機会がありましたら寄っていただければ喜ぶと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

みなさんよろしいでしょうか。それでは特にならうでしたら、協議事項、今日のメインテーマ「権利擁護」ということで第一から第五の包括の方にお願ひします。資料 3 についてよろしくお願ひいたします。

事務局

資料 3 について事務局の方から説明させていただきます。

地域包括支援センターの基本の 3 職種の方々の中でも、主に社会福祉士の方が中心に携わることの多い権利擁護について、取り組みの発表をしていただきます。

委員の皆さま方からいろいろご意見をいただけたらと思います。

地域包括支援センターの業務は大きく分けて 4 つありますが、その中の 3 つ目の権利擁護、「高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援、お金の管理や契約に不安のある人への相談や支援を行う」と業務内容を定めています。

遡りますと平成 17 年に高齢者虐待防止法ができ、松阪市でも地域包括支援センターが平成 18 年・19 年から稼働していますので、そのポイントに基づいていろいろな活動をしています。特に地域包括支援センターの連携会議は右の

下のように、社会福祉士の方々の連絡会、高齢者虐待防止実務者会議を定期的
に開いています。認知症の方はかかわり合いが深いので、認知症地域支援推進
員の方の連絡会を定期的に開いています。年に 1 回虐待防止の会議で、高齢者
だけではなく「障がい高齢者虐待防止ネットワーク会議」も開いています。

次に裏側です。松阪市の高齢者は、30 年 4 月の 65 歳以上の高齢者の人数が
47,542 人ですが、地域包括ケアを目指す一つの区切りとなる 2025 年が 65 歳
以上の方が 48,665 人に増える。でも後も高齢者人口が増えて、2040 年に高齢
者人口そのものがピークで、その後 10 年後に高齢化率が 38.8%で、それぞれ
に人数と割合のピークが訪れてくると想定されています。

高齢者の人口が増えると平均寿命の伸びとともに、避けられないのがその下
のグラフで、認知症の方が増えて、国の推計によると 65 歳以上の 7 人に 1 人
約 15%が認知症高齢者ではないかと推計しています。

その下にある棒グラフと細かい数字は、第一生命さんが今年 10 月 1 日に
テレビ等で報道したものです。認知症高齢者の資産を推計して、棒グラフの
2015 年が 127 兆円で、2020 年が 160 兆円で、平成 30 年は認知症高齢者と思
われる方が資産を全国で 140 兆円ぐらいお持ちと推計されています。

そんな中で、次のページに成年後見制度の利用者数の推移は、国の内閣府が
まとめた平成 24 年から平成 29 年までの棒グラフを示しました。成年後見制度
は認知症や精神や障がい、知的障がいがあるという理由で、判断能力が不十分
な方の財産管理や契約の行為について、ご本人の不利益にならないよう、悪徳
商法に引っかからないよう、権利や財産を守るための制度ですが、年々全国の
数字が増えている状況にあります。

そういった、高齢者の方の尊厳ある生活と人生を維持できるための支援を行
うのが権利擁護の主な内容ですが、包括支援センターの社会福祉士の方々は、
本当にお一人お一人に継続的に個別支援に動かれている現状があります。

今回はその中でも市民啓発を中心に、権利擁護の取り組みを市民に広めてい
る内容をこの後ご紹介をしていただけたらと思います。

次のページ、平成 29 年度の地域包括支援センターの権利擁護業務を一枚に
まとめてあります。これは今年度の第 1 回目の運協の場で報告したのですが、
下段の (4) は権利擁護の啓発内容になります。

まず地域包括支援センターから発表していただく前に、悪質商法による被害
に合う報道が毎日のようにテレビ、ニュースでされていますが、第三包括エリ
アのなかで、悪質商法に気付かれた市民の方がケアマネさんに相談して、ケア
マネさんから第三包括、警察、金融機関が一体となって協力して逮捕につなが
った事例の、テレビで報道されたものを 7 分ぐらいのダイジェストで今から放
映しますので、その後包括さんから発表いただけたらと思います。

会長

ありがとうございます。それではそのような順番でいきますのでよろしくお
願いします。

==== ビデオ視聴 ====

第一地域包括支援センター

第一地域包括支援センターでは社会福祉士 2 名で権利擁護の啓発講座を開催しています。平成 30 年度は虐待 6 講座、消費者被害 5 講座、成年後見制度 5 講座の開催を予定しています。主な講座の開催場所は第一包括管内の各公民館と隣保館です。第一公民館、第二公民館、幸公民館、神戸公民館、徳和公民館と第一隣保館と共催で「第二の人生かがやき塾」を 1 年に 3 回のシリーズで毎年開催していますが、その中の講座の一つとして開催しています。

これは 7 月 11 日に開催しました「その契約にご用心！あなたの財産を守ろう」の講座の写真です。黒板に貼っている資料は、国民生活センターが発行している見守り新鮮情報です。次々と新しい詐欺が発生している状況であるため消費者被害の講座では、最新の旬の詐欺の内容をお伝えしています。また全国的に横行している詐欺を紹介しますが、より身近に感じていただくために、市内で実際にあった被害について特に紹介しています。講座の最後には消費者生活に関するトラブルの相談窓口である消費者プラザの紹介とともに、実際に相談に行く際のポイントとして、契約書などの関係書類をすべて持参することで相談がスムーズになることを周知しています。

こちらは 9 月 12 日に第一隣保館で開催した「ひとりひとりの気づきでわかる高齢者虐待」の講座の写真です。講座名に虐待と言葉がついているため、今年度第一隣保館の第二の人生かがやき塾、3 回シリーズの 2 回目の講座でしたが、1 回目よりも少し参加人数が減りました。1 時間半の講座の始めに、「おもしろクイズ」をしてリラックスしてから、虐待の話をするようにしています。参加した方には、虐待はどの家庭で起きてもおかしくないことで、自分自身が介護の負担を抱え込まないようにするのが一番ですが、介護の負担が大きくなり、誰にも相談できずにいる方が地域にみえたら市役所や地域包括支援センターに相談するように勧めてほしいとお伝えし、地域の一員として、普段から身近な方を護っていただく視点を持っていただくようお願いしています。

また全国的なニュースで虐待の事件が放送されることがありますが、身近に起こっているとは思っていない方が多いため、松阪市の虐待通報件数や通報者は介護支援専門員が一番多いことなど、虐待の傾向を伝えながら実際に地域包括支援センターに通報があったケースをどのように支援していったか紹介して、少しでも身近な問題であると思えるようにしています。

成年後見制度の講座では、どういうときに成年後見制度が必要になるのかを紹介していますが、必要になってから考えるのではなく、自分のことを考えることのできる今だからこそ、自分の将来について考えてほしいとお伝えしています。自分の将来を考えるきっかけのツールとして、エンディングノートを紹介していますが、今年度初めての取り組みとして、終活カウンセラーの先生を講師に来ていただいています。最期のときのことを考えることを縁起でもないこととして捉えるのではなく、エンディングノートはあくまでも、自分のこれからの人生をどう生きるか考えるためのノートであると講師の先生に伝えていただくことで、講座の最後には多くの参加者の方が前向きに考えていただけるようになったように感じています。

今後とも少しでも多くの方に権利擁護について、身近に感じていただけるような講座を社会福祉士 2 名で開催していく予定です。

第二地域包括支援センター

第二地域包括支援センターでは社会福祉士 2 名で権利擁護の啓発講座の方を各公民館で開催しています。

こちらの写真は、嬉野宇気郷公民館で開催した消費者被害の防止の啓発講座で、13 名の方にご参加いただきました。講座では地域から相談のあった内容や被害に合わないためのポイント、そんな事をパワーポイントを使いながら説明しました。また、松阪市自治会連合会と地域安全対策課とで作成された「不審な電話に注意詐欺」の DVD を鑑賞し、分かりやすく振り込み詐欺防止について学びました。この中で架空請求はがきの話をするとう参加者の中にも複数届いている方もみえ、参加者の一人の方は架空請求はがきが届き対応に不安を感じ、息子さんに電話で相談したと話を聞きました。その後息子さんはインターネット等で調べて詐欺だと分かったため被害に合わずに済んだと聞きました。他の参加者の方もその話を聞き、身近に起きており、気をつけなければいけないと危機感を持つことが出来たのではないかと思います。

こちらの写真は、カフェうえの宅老所で成年後見制度の話をした時のもので、19 名の方に参加いただきました。話の前にアイスブレイクとして、深呼吸や肩の上げ下げ運動等の簡単な体操を取り入れました。この絵は、成年後見制度の利用までの流れや事例を交えて、少しでもイメージしやすいように話をしました。「カフェうえの」のように成年後見制度の話をしてほしいと依頼をされる一方で、成年後見制度はまだなじみの少ない制度と思います。少しでも成年後見制度を知っていただくために、まずは地域の皆様の関心の高い終活や講座の中で成年後見制度の啓発をすることもありました。

昨年度、三重県金融広報委員会、金融広報アドバイザーの先生に来ていただき、終活の講座で成年後見制度の必要性の話をしました。また、三重県司法書士会の司法書士の先生には、相続や遺言書、成年後見制度について先生の経験談を基にわかりやすく講座をしていただき、先生から「うちにはお金がないから大丈夫」という家ほど相続でもめることが多いですと最初にお話しされ、参加者の方も他人ごとではないと熱心に聞いている様子でした。

参加者も 60 代 70 代の方が多く自分が相続を受ける立場と自分たちの財産を家族がどう引き継いでいくかを考える年代であると感じました。また参加者の中で、ご夫婦で参加している方が数組みえ、夫婦で相続について話し合うよいきっかけづくりになったと感じました。

終活・相続の講座を合せて 3 会場 90 名近くのご参加をいただき、また地域の皆様の関心も高いと感じ、今年度も講師の先生に依頼し、講座を開催していく予定となっています。

こちらの写真は、昨年度嬉野社会福祉センターで開催しました、高齢者虐待防止啓発講座のもので、昨年度 4 会場で開催しました。参加者の方は、包括の介護予防、自主グループ参加者の方や地域の老人クラブの方、高齢者安心見守り隊の方等で、地域で活動している方も大勢参加しました。講座の中では虐待

のケースや要因となったケース、事例の説明を紹介しました。高齢者の介護サロン、徘徊 SOS のポイントなどもお話し、地域での見守り活動につなげているのではないかと感じています。

講座の後半では、心と身体がリフレッシュできるような体操も紹介させていただきました。今年度は、昨年度開催していない地域の公民館等で啓発講座の開催を予定しています。

第三地域包括支援センター

1 つ目は消費者被害への対応で、まず第三包括が地域の飯南町は「ふれあいサロン」、飯高町は「サテライト」という地域の集いがあり、そういうところで出前講座をしており、地域の老人会等にも出前講座の依頼を受けたら希望に沿ってお話をしています。

1 つ目の写真は消費者被害への対応「あなたの意識で詐欺は防げる」で、飯南老人クラブ明昭会にお邪魔したときの写真です。消費者被害防止講座では、高齢者の方が被害に合いやすい消費者被害のご紹介や、特殊詐欺の注意喚起を主に行っています。三重県消費生活センターが出している統計を紹介したり、最近の市内の事例で、県内での昨今の 1000 万円以上の特殊詐欺の事例の紹介をしたり、松阪市自治会連合会と松阪市が作成した DVD の上映を行って、はがきや電話、メール、インターネット等においても、架空請求詐欺が身近な出来事であることをお伝えしています。実際に参加者の中にも、はがきが届いた人もいますので、その方の体験談を共有して、地域住民の方が、このようなことが自分達の身に起こるかもしれないことを感じられるように話をしています。そういったことが実際にあったときも被害の早期発見、早期支援につながるように、三重県消費生活センターの出しているクーリングオフの資料を参加者の方に配布し、松阪警察署が実施している自動通話録音警告機対応事業のご紹介やご近所や家族が消費者被害に合っていないかを判断してもらえりような、気づきのポイント等の紹介をしています。

右の写真ですが、レクリエーション、シーツ玉入れをしており、結構身体を動かすレクリエーションは要望が高いので、チーム対抗でできるレクリエーションや、歌を歌いながら身体を動かす認知症予防などを行っております。

続きまして、成年後見制度への対応は「わかる役立つ人生プラン塾」で、左の写真は、飯南の大津サロンの講座、右の写真は飯高の月出桑原サテライトにお邪魔したときの様子です。この講座の内容は、主に終活とエンディングノートの話と視点による遺言、成年後見制度、日常生活自立支援事業のお話をしています。終活は、自分の希望を見つめ直したり、相続関係のトラブル防止になる活動であることを知ってもらい、皆さん日頃からニュースや新聞等でそういう話題にも敏感なので、エンディングノートにも実際に取り組んでいたりと、病気をきっかけに始めた方もいたので、先ほどの講座と同様に話の最中でもどんどんお話しを聞かせていただき、参加者の中で情報共有しています。そしてエンディングノートは、どんな内容で書くといいか、うまく使うと有効ですという内容を伝え、まずはエンディングノートから手軽に始められることを知ってもらえる講座をしています。そして成年後見制度や日常生活自立支援事業は

なじみのない人にとっては、どういうものか分からない人もいるので、判断能力の落ちてきた認知症の方たちが一般的と併せてお話しして、イメージしやすいような感じで伝えて、ご近所の中でも必要であろう人がいた場合は、包括などの機関に相談していただけるようにお伝えしています。

レクリエーションで、写真は数え歌ということで、「一番初めは一の宮」で始まる数え歌で、地域によっては歌詞が違ったりするので、みなさんで歌いながら共有して、楽しませてもらったり、認知症の話もこの講座でしていますので、認知症予防として脳トレのクイズ、他の包括さんのものも参考にさせてもらい、松阪にゆかりのある人の写真を出して、お名前は何かと、クイズ形式でお話ししています。

続きまして、高齢者虐待への対応「心を軽くするコツを知ろう」で、飯南仲組サロンの講座とレクリエーションの様子です。虐待というタイトルはとっつきにくいところもあるので、ストレスケアというテーマで虐待防止を伝えています。厚生労働省の国民生活基礎調査概況で、高齢者のストレスの原因や、どうやってストレスを解消しているかのデータも統計として出ていますので、それらを使いながら、実際に参加している方々は、どういうことでストレスを感じますか、その解消はどうやっていますかと講座の中でお話しを聞ききながら、参加者同士の共有を図っています。その身近なストレスを考えてもらった後に実際介護の必要になった世帯や介護をしているご家族さんが、ストレスがかかって、それをうまく解消できないと虐待に至ることがある、という心理状態もお伝えして、介護経験のない参加者でも実際に自分のことや周りにも起こりうるかもしれないことを感じてもらえるようにお話をしています。高齢者虐待防止のツールは、ストレスケアが重要になるので、この講座に中ではご自身でできるストレスケア、地域でできるストレスケアをお話ししています。

参加者同士の交流でクイズを楽しみながらしており、ご自身のストレスケアとしては、生活習慣を見直すところでストレスに効くような栄養素、それはどういう食べ物になるでしょうかなど話をしたり、理想の睡眠時間もクイズ形式で取り組みをしています。参加者さん同士の趣味の共有もしてストレスケアをしてもらっています。

そして地域でできるストレスケアとしては、日頃のあいさつや声かけ、地域の集いのサロンなどの開催やそれを誘ってほしいという機会を大事にしたいとお伝えしています。

レクリエーションとしては右の写真にありますように、タッピングタッチというものがあり、写真のように 2 人 1 組になって相手の背中や頭をやさしくふられてマッサージに近いような形で、それを通してリラックスしていただくというようなレクリエーションを取り組んでいます。

第四地域包括支援センター

第四包括は、社会福祉士 3 名で活動を行っています。

朝見地区市民センターで行われた、朝見地区高齢者学級の一コマです。

お一人暮らしのおばあさんのお宅に悪徳業者が押しかけ、健康器具を言葉巧みに売りつけている場面です。悪徳業者の言葉巧みな話術に、始めは疑ってい

たおばあさんも次第に心を許してしまい、必要でない健康器具を契約して購入してしまうという内容です。その中で被害者の心の変化ややり取りの注意点など解説を交え、皆さんに楽しむことも大切にしながら注意を呼び掛けています。

普段の啓発ではパワーポイントやパンフレットを用いて啓発を行っております。市役所の商工政策課から頂く、見守り新鮮情報や市内の消費者被害情報を参考に、地域の方に啓発活動を行っています。

参加者の中にはお一人暮らしや高齢者世帯の方も多く、いざというときにどこに相談したら良いか分からない、不安に感じるといったお声もあり、啓発活動の意義を感じています。

今後の啓発活動においても、引き続き、小規模単位の集まりから高齢者学級のような大きな集まりまで参加して、一人でも多くの方が消費者被害への意識が高められる取り組みを考え、啓発活動に活かしていきたいと思っています。

この画像は 4 月 9 日に曲町の宅老所での啓発です。「あなたは大丈夫ですか」題目でわかるように啓発させていただきました。

第四包括では、成年後見制度の仕組みや実際に包括が関わった事例に手を加えて説明をしていますが、なるべく身近に感じて頂けるように、対象の方々に合わせてどういうものがあるのかも、その時その時考えて行っています。

その一つに、平成 26 年から 28 年ぐらいに、今を安心して過ごせるように、自分を護るための制度説明と自分の気持ちを伝えるツールとしての、エンディングノートを紹介していました。このときは「もしもの記」を使って啓発をしていました。その頃は、今と違って「終活」という言葉も出始めたところで『縁起でもない』と実際に啓発の場で、まだ自分には早いとなかなか皆さん方には「元気なうちに自分の気持ちを表す方法としてのエンディングノートの利用法」とか「自分に判断能力がなくなってきたら、成年後見制度という法制度を使えます」「自分の財産や権利を護る」ことをお伝えすること自体が、まだまだ実感がもてない様子でした。

今年、第四包括で作成した「人生ノート」という簡単なエンディングノートの紹介を今年度からしていますが、そのエンディングノートの紹介と一緒に成年後見制度の啓発を行っています。成年後見制度を「人生ノート」の項目に入れておりますので紹介もしています。

反響としては、以前に比べると非常に受け取っていただけており、ご自分でいろいろと調べたりしている方もみえまして、以前に比べて随分皆さん方の意識も変化したと感じている次第です。認知症についても、マスコミなどで連日のように取り上げられることや、平均寿命も延び、これからどう生きていこうということを考えて行かなければという風潮もあり、そういうことも一因となっていると思います。

いくらご本人が成年後見制度を使いたいといっても、任意後見制度、類型とか自分で申立ができる段階であればいいのですが、やはり契約ごとが出来なくなってきた状態であると、申立人はご本人ではなく、ご家族の息子さん、娘さんが充分考えられますので、今日この人生ノートを持って帰ったら、しまい込んでしまわずにどこか家族さんの見えるところへ置いておいてください。とい

う言葉も添えて、そこから成年後見制度の話聞いてきたとお話が家の中で発展していけばいいと思っております。

非常に晩年の過ごし方は、多様になってきました。「自分の親の生き方の真似をしていたらよかった時代」もありました。そういう時代から今は、「自分らしく生きるためにはどうしたらよいのかと考えていかなければいけない時代」に変化してきています。非常に情報が氾濫する中で、幾通りも生き方が選べる時代ですが、かえってその波に迷ったり戸惑ったりする方々の手助けを、啓発を通じて、そういう方の「自分がどう生きたいのか。」今後も寄り添っていければと思っております。

3 枚目のスライドで高齢者虐待への対応「自分らしく生きる講座」をご紹介します。

普段は圏域内の宅老会、自主グループ等をお伺いして、地域住民の方との関係づくりという目的でしています。こちらの地域の講座は、包括支援センターの方が主になり、3 回シリーズで行った 1 つの講座になります。

内容としては、虐待の話題だけでは重く受け止められてしまい、終了後に重たい印象を残してしまう面があるので、虐待の話題だけでなく軽い体操を、そして私自身が前職として音楽療法士を行っていたので、流行歌の伴奏を行いながら、参加者と一緒に昔の思い出話をしたり、声を出してもらって、発散してもらう活動も取り入れながら、全体で 90 分程行いました。参加人数としては 21 名ほど参加いただきました。

虐待の話題については、ニュースや報道から伺える事柄だけでは、印象として「私には関係ない問題やわ」と思われがちなので、その背景や原因として、誰にも相談できないことや、介護を一人で抱え込んでしまう事、介護疲れなどが虐待に発展していることも、身近な事柄であることをスライドなどを使ってお伝えしています。

そして虐待を予防するためには、近所付き合いや家族間のふれあい等も大切に、地域や家族がお互いを気遣い、また向き合って相談できる関係を大切にすることで虐待防止・予防につながることを伝えました。

第五地域包括支援センター

第五地域包括支援センターでは 3 人の社会福祉士で各種講座を行っています。

まず 1 枚目の写真です、消費者被害防止啓発講座で地域の生きがい学級から講師派遣の要請を受け、9 月 20 日に開催し、30 名弱だったと思います。

第五包括が工夫をしている点は、写真の方、市役所の職員の方で、商工政策課の方と連携して、松阪市で実際起きているケースの紹介等を行っています。特に最近は「押し売り」、ならぬ「押し買い」、ということが発生しており、いらぬ衣服などを買い取るからと電話がかかってきて、いざ家に来ると、もっとアクセサリーがないとか、高価なものを要求され、でも低い金額で買い取られてしまう被害が発生していると聞いています。このような話をすると、「うちも電話がかかって来たわ」などその場でご意見もたくさん出てきますので、改めて皆さんで気をつけていきたいと思いますので啓発をしています。

また、こちらは住民協議会の人を対象に開催しました。こちらも当日は 20

名ほどの方にご参加をいただきました。もう一つ工夫している点は、ゲーム形式の「だまされやすさ心理テスト」を行い、「自分は大丈夫だから」と油断しないように注意喚起しております。

第五包括が住民向けに行う講座では、本年度より新たな取り組みを実施しています。今まで各種講座は地区市民センターで開催していたのですが、メンバーの固定化や、センターまで遠くて来られない人、「うちの地区からは誰も行く人はおらんわ。」と自治会長から言われたこともありました。そこで今年度から自治会の公会所等をお借りして、住民の皆さんにより近いところでの開催を試みました。これにより、新しい受講者の掘り起こしや歩いて行けるなら行ってみようと思ってもらえる方が増えました。また自治会長との関係強化が図られました。今後とも地域との結びつきを大切にしていきたいと考えています。

続いてこちらは高齢者虐待防止講座です。これは 7 月 28 日に開催したもので、特養やデイサービスなどからもご参加いただき 30 名ほどと思います。第五包括の虐待防止講座の特徴としては、依頼を受けた施設等での研修に講師として出向き、講義や事例紹介などを通して、職場全体で虐待について考える機会を持てるようきっかけ作りを図っています。その結果、右側の写真は 9 月 12 日に松阪市介護サービス事業者等連絡協議会（サ連協）、事業者団体での研修にお声がけをいただきました。こちらは介護サービス事業所の所長の方、ケアマネジャーの方、介護士の方などにご参加いただきました。また、第一包括からも来ていただき、第五の手法を見ていただきました。

今回サ連協で開催に至った背景として、毎年虐待防止講座のご依頼をいただいています。グループホームの事業所様から協議会で提案いただき、このような運びとなり、これを機会に多くの事業所へ虐待防止を考えていただくきっかけが広がればと考えています。

また成年後見制度の講座についても実施しています。第五包括ではエンディングノートの活用と併せて紹介して「自分で決められるうちはノートを活用するなどして自分で決め、自分で決めるのが難しくなり、判断能力が低下して来れば成年後見制度の活用を考えてください。」と本人の意思決定とそれを支援することの重要性に特化しています。今後は資料として参加者へ手製のノートの配布を予定しています。成年後見制度の講座をやるというと、分からないとか、関心が薄いという様子がかがえるのですが、エンディングノートを組み合わせることで興味を持たれる方がたくさんおり、申し込みの時にエンディングノートの使い方を教えてくれと言われる方もいます。このことから関心が高まっているのかなと考えています。

会長

ありがとうございました。第一から第五包括の皆さんが各事業に対していろんな取り組みをしていることがわかりました。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

協議事項ですので、この権利擁護について、今の以外でもよろしいので、何かご質問とかご発言がありましたら委員の皆さまよろしくお願ひいたします。

委員

包括支援センターの皆様の報告を伺いまして、実際に住民の方々、今回やりますよという時の題目といいますか、たぶんもう少し違う表現で集めてみえると思いますけど、これが非常に大事なんです。虐待とかいう言葉を使うと、私は関係ないとやりにくい点はあったと思いますが、そのへん長い保健師生活の活動をしてきて、何かの会をして住民に集まってもらうときに、非常に素晴らしい名言を考えてくる人がおりまして、そんなふうに住民の方に紹介すれば、「何の話やる」ということで住民の方が集まってくれることを感じましたので、そういうことを考えてみえるのはどうか。専門用語を使わないで、年寄りにも分かるように、そんなのがあったら良いなと思いました。

それから最初に報告を受けた介護連携拠点、まだまだ最初の時ですので、でも本当に後ろで支えて活動していることも分かりましたし、それから認知症の初期中の方も最初考えていたよりもうんと活動を理解されながらしているのを勉強させていただきました。ありがとうございました。

会長

他にご意見はいかがでしょうか。

委員

介護相談員を私やっております。

最近人手不足ということがあって、僕は介護相談員をやらせてもらって 10 年以上経ちますけど、職員の質がね、やはり人材難のなかで、数を合さなければならぬのもあるのかと思います。

介護職員の施設の虐待というのは現在全くありません。昔みたいに拘束とか、身体虐待とかは全く施設の中では、今なくなりました。本当になくなりました。

だけどこれが自分自身は何か不安を持っているのが一つありまして、それが虐待で、それから成年後見ですけど、僕も 3 年前まで成年後見人をやっていました。それで感じたのですが、後見人はお金がかかるんです。どうしてもその一人一人が後見人を選任して、その費用を払っていくのが非常に負担になる。そういう意味で行政の中でも補助金制度もあると思うんですけど、もっと幅広く使えばなあ、認知されていけばなあと思うことと、もう一つは一人で後見人やっていて、いろいろ判断する場合に苦しむことが自分の中でも何回もありました。一人で判断して、この人が適切な生き方なんだろうかと苦しんだときに、組織で後見人制度を支えてくれたらなあと思ったことがありました。ある意味後見人もお金が入るためにやられる後見人さんもいらっしゃいますので、機械的にやられる方もいるんですけど、僕自身はそういう意味で何回か苦しんだことがあります。後見人制度といわれますけど組織の中で一つ何か決めていただければ、後見人自身も楽になるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員

いろいろ説明していただきました。消費者被害ですけど、私の家族もこういう形に巻き込まれたことがあって、普段考えたことがない突拍子なことが起こると、そういうふうになってしまうのかと思います。

実は私が外出しているときに家に電話がかかって来て、「旦那さんが事故を起こされましたよ。」という電話がかかって来たんです。家族はすっかりあわてふためいて、お金を用意しないととか、3 時までと時間を切ったみたいで、それまでに何とかしないといけないということがあって、これは本当に他人事ではなくて自分のところにかかってくる身近な問題なんだなと思いました。

それからもう一件、知り合いの方が、還付金があるからと、いとも簡単にだまされてしまって、こんなに簡単に端末のところに行って、それを操作してしまうこと自体が私は信じられなかったんですが、現実には起きてしまった。ただその人は貯金通帳の金額が少なかったんで、いくつかある中で一番少ない貯金通帳を使われたので被害はある程度で少しだったんです。これはやっぱり家族も考えていかなあかんでしょうし、本人もそうでしょうけど、常に意識するということが大切なんだろうなと感じさせていただきました。

たまにしか起こらないことで、不意に起こってくることは、どうしても受けてしまう感じを受けました。

それともう一つ、一点だけ教えていただきたいのですが、最初に地域連携拠点の医療系と介護系とその他と相談内容が書いてあるのですが、その他という項目は、どういう項目があるのでしょうか。

会長

はい、それでは事務局。

事務局

その他というのは、相談自体連携拠点对応するものではなくさようなもの、例えば介護保険の制度の解釈に絡む相談などを、お尋ねになるところが分からなくてというものや、連携拠点って何をするとところですかというのもありました。そういうもので振り分けができないような相談内容で、あまり特別にご報告できるようなものはないのですが、そういうものが含まれています。

委員

その他に生活に関する相談というのはないんですか。

事務局

専門職さんからのご相談を受けていますので、直接生活に関わるようなご相談は現時点ではいただいていません。

会長

ありがとうございました。

委員

サ連協で役をさせてもらっています。悲しいかな新聞報道等で虐待の報道がしょっちゅうあるので、第五包括さんの発表があったように施設の管理者はじめ管理職、いろいろな施設の方もどうかしていこうと思っていますけど、構造的に虐待を受けやすいので、その辺を改善できればということで、継続して研修をして我々が引き締めていかななくてはいかんと感じた次第です。

次に質問ですけど、サービス提供、新しい会員さんを把握するのも今なかなか難しい現状にあるんですが、事業者とか施設とか ICT 参加というのは、施設の事業者は、この前おっしゃったようにモザイク状態ということですけど、そ

れはどのような形で進んで行くのでしょうか。

事務局

今年度の 7 回の説明会の中には、サ連協さんから呼びかけていただいた説明会もありましたが、たぶん松阪市で始まった情報共有システムがどういうものなのかピンときていないのが現時点の実際のところだと思います。ピンときていないところに説明会といわれても、忙しいさなか説明会に行けないということもあって、とっかかりができないところもあるので、介護事業所については、周知の仕方、どうするかというところではありますが、今のところ 279 名の ID 申請をいただいた内訳のかなりの割合がケアマネさん、在宅の担当をしているケアマネさん、包括、三師会（医師、薬剤師、歯科医師）など、職種は結構多岐にわたっていますが、既に先進的に ICT を使った取り組みをしている方々もいる中でも、松阪市としての独自のシステムなので関心がある方から ID を取ることになっています。どうしても中核のベテランの方は、年齢の部分もあると思いますが、機械が苦手なところから、なかなか ID を取るまで至らないこともあるので、拠点としては気軽に使ってもらえる材料を提供して、その内容の提供をどうやってお知らせしていくかを、サ連協さん辺りは努力をいただき、逆にこちらがご協力いただくような状況かと考えています。

会長

ありがとうございました。

委員

包括さん、報告ありがとうございました。包括さんの取り組みをちょこちょこ伺いますけど全体を聞く機会はなかなかなくて、結構たくさん講座などあちらこちらでしているのはすごいというのが第一印象です。

今日はケアマネジャーの協会から来ていますけど、その立場で言わせてもらうと、各ケアマネは多分啓発活動をしていることも知っているし、権利侵害があったら包括さんに相談したいといつも思っていると思いますが、せっかくそれぞれの地域で独自の色を出しているのですが、もちろん連動していると思いますが、全体で連動した「良いとこ取り」というか、お互い良いところを共有して、さっき第四包括さんがおっしゃった人生ノートとか、次のステップへ進めるためにとか、それだけに終わらないように進めるとか、劇をされているのもあったので、いろんなことをお互い共有して、さらに権利を守ると同時に権利のある方を擁護するのに一歩進めばいいと思いましたし、私達それを支援する方にも回るか、啓発を何等かの形でできればいいと感じました。

私も後見人をしていて、さっき委員がおっしゃったように、難しいところがあるんですが、後見人の立場で言うと、その人の財産などいろんなものを守ると同時に、その人らしい生き方をしてもらうにはどうしていくかを常に考えてやってきている。

現に財産、その人にとっては大事なことで、傍からみたらそんなことするのかということも、支援しながらやっていくというのは後見人も考えたり、相談したりしているのが現状です。

松阪市の資産のない方に対して要支援事業の推進もしていただき、積極的に

していただいているのと、法人後見で、社会福祉協議会さんも取り組まれているので、連動しながら成年後見制度の必要な方はうまく使っていただくことが大事かなと感じました。

最後に、今一番言われている「健康寿命」、最近 NHK スペシャルで「AI に聞いてみた健康寿命」という番組で、健康寿命を延ばしていくのが、国の政策としても重要になっていますが、その中で 3 点あって、まず地域の治安がいいこと、2 点目に読書ができる図書館が多い地域、3 点目が 1 人暮らしをしている地域、これはあくまでも AI が分析しただけで、まだ論理的に取れているわけではないですが、こういう地域、三重県は真中からちょっと上ぐらいですが、要は健康寿命は延びて長寿という地域でいくと全国で山梨県が 1 位であがってましたが、そういうことでいくと一人暮らしを支援していくには権利を守る、さっきの消費者被害とか、治安の安全とかも、そのあたりの包括さんの役割は、非常に大事と思うのでぜひ今後ともご活躍していただきたいと思います。期待を込めてよろしくお願ひします。

会長

はい、ありがとうございました。

委員

今回、各包括さんの権利擁護の取り組みということで、社会福祉士さんの方から具体的にこういう講座をしているということを知ることがなかったので、すごくいろいろ考えてしているのだなあと思いました。

消費者被害については、薬局に来る患者さんも、薬局から何か連絡を自宅にしたいと思っても、最近ご高齢の方ほど電話に出られないことが多くて、「どうしたの」と聞くと、「そういう電話がこの地域であるから電話に出やんのや。」という人が結構多くて、やっぱり意識はされているのかなと思います。手口もいろいろ変わったりすると思うので、最新の手口であったり、地域で起こっていることを具体的に伝えるようなので非常にいいと思いました。

第五包括さんの中のこういった施設全体への取り組んでいただけるといのはいいかなと思いました。

連携拠点のことで、相談内容の中で医療系が 41%ということですが、薬局も資源として何かお答えする内容とかでのご協力をします。連携拠点において、情報というのは答えられないこともあると思いますので、また何なりと事務局の方へお問合せいただいたらと思います。

できればこの相談内容のどんな相談があったのかということも、公開できることで、できれば内訳とか具体的な内容とかを教えていただければと思います。

会長

はい、それでは事務局。

事務局

今の時点でお世話になるようなご相談がなかったので、ご連絡したことはないのですが、また必要に応じて、たくさんお世話になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

相談内容の具体的なところで、やっぱり急性期の病院を退院されるときに、

入院前は外来に通えていた方が、外来に通えない状態になられたときに、担当の在宅での診療をしていただいている、自宅までいらしていただける先生を探したいということが、相談としては多いです。実際にご紹介させていただいて、その後の支援につながるというケースも複数あります。

この相談内容は（延べ）とカッコ書きのとおり、一つの相談に複数の要素が含まれているので、一つの相談が医療で済んだということではないのですが、具体的などころでは、在宅医療の先生の紹介や、課題として考えており、地域課題としても捉えています。24 時間対応できる訪問介護や訪問看護の事業所はどこがありますかという質問であったり、これがはっきりした情報を持っていませんので、公に出ている情報を基に答えたことがありました。そういう資源についてのご相談が多いです。

ICT は手続きの話でお電話をいただいています。

会長

ありがとうございます。また拠点の事は、薬剤師会にもいろいろお世話になると思います。

委員

まず今回資料が、事前にたくさん送られてくる組み立てではなく、ここにきてしっかり目を通せばある程度どんなことを言われるのかという資料提出でした。

各包括の皆さん、写真も入れられて画像で見せていただきました。今回の項目 3 の協議事項 (1) 権利擁護の取り組みで、人の権利やそれを擁護ということ、今回このような形だとわりと色々な方々のご意見をいただきやすい設定を組み立てられたと私は思って、高齢者の方の権利が、なかなかおかしいところがありますので、虐待を考えてそういった中では意識をされたのかなと感じて、これも一つこれからされるということですから、いろいろな組み立てでいくとは思いました。ただ一つ、画像を使っての紹介はアイデアですけど、一枚をずっと長く見ていて、暗くて一生懸命長い話を聞くと、やっぱり眠くなるのがつらかったので、もう少し 3 枚ぐらい表現を写真入りでいただくとうまく頭に入ったのかなと思いました。

外堀ばかりの話なんですけど、なかなか権利擁護のこと、成年後見のことについても、それぞれの、昔でしたら家庭が担わなければいけないことが、高齢者あるいは独居の方だけになったので、大きな問題として考えなければいけないことをこのような形で提示されたのかなと思います。非常に便利です。

会長

はい、ありがとうございました。権利擁護、拠点の質問もあつたんですけど、先ほど話いただいたように、これからやっていかなければならないことが多いと思うんですが、皆さんとしてはいかがでしょうか。

委員

拠点に対しましては、今拠点の中でも必要だろうとこれからアプローチしていく状況です。アンケートを取る中でこういう情報があるだろうと、情報を集めて、それを整理し、肉付けをしていくことをやってまいりました。それ以外

でも私が気付かないような情報、今こんなのだう、という情報がありましたら、教えていただけたらありがたいと思いますし、また私どもが気付いたときには皆様に力添えをいただく、いろいろな情報をいただくということになっていくかと思えます。何しろまだ始まったところで、いろんな情報集めとそれをどのように専門職に伝えていくか、その辺がスムーズにいくような形でしっかり機能していくようにしていかなければならないと思っていますので、いろいろご指導いただきたいと思えます。

会長

ありがとうございました。

委員

包括さんの方に様々な形で権利擁護に対する啓発事業をしていただいていることに、本当に感謝申し上げます。特に身近に感じられるような工夫をして取り組んでいることはありがたいと思えます。そんな中で何か所かエンディングノートという事で取り組んでいただいています。昨今本当に一人暮らしという方が増えていますし、エンディングノートを作ってもらう人にとっていろいろなことに目が行くこともございますし、これからも引き続きいろんな取り組みをしていただきますようお願い申し上げます。

会長

他の委員の方いかがですか。

委員

今回権利擁護のお話し、皆さんありがとうございます。数多く業務を行っていただいている中での権利擁護の取り組みに今日視点をあてていただいたのですが、その中でも虐待であったり、詐欺であったり、成年後見人など、取り組みをそれぞれわかりやすく説明していただいたことで、私自身も認識も薄々あったので本当に勉強になりました。高齢者向けの仕事が行われている中で、啓発もいっぱいしているところで、高齢者の意識も消費者被害のやり方も詐欺の方もどんどん変わってきており、継続的に情報を突き合わせていくのが一番重要なのかな、そして最終として包括がありますよということであれば一番いいかなと思えます。

前半のところ、初期中はある程度分かりやすいのですが、難しいのは拠点の方で、なかなかそのあたりが何をしているのかが分かりづらいので、実際にそういう質問もあったということで、相談の中味に関しても様々だということなので、先ほどの権利擁護の件ですけど、相談先として拠点がありますよ、それを広く周知していくことが大事と思えます。

最後に一つ質問、最初の情報収集のところ、マップ作製というのがありますが、これは公開していくのですか。それとも考えていないということですか。

事務局

マップは単純ですけど、手作りでサイズが大きくてスキャンで撮り込めないもので、デジカメ撮って、一枚ずつアップしていくという物理的な作業の量が結構多いので、心してかからないと簡単には公表できないなど、そういう物理的な問題でございます。中味はただの地図なので。

委員

ちょっと提案なんですけど、もし可能だったらグーグルマップとかマイマップとかで、そこに入れると公開できる方法とかもありますし、そういうのでやったらどうですか。

事務局

検討材料の中にはあるんですが、そこに具体的に入りきっていないというのが実情でございます。ありがとうございます。

委員

スマホからも見えますし、ネットからでも。

事務局

そうですね。アカウントを取ったりになると思うので、

委員

そういうことも検討してもらおうということで。

事務局

視野に含めていきます。ありがとうございました。

会長

はい、ありがとうございました。

協議事項の(1)権利擁護の取り組みについては、これでよろしいでしょうか。

(2)のその他ですけれど、事務局何か

事務局

なしです。

会長

それでは、4番のその他。

事務局

本日のご協議ありがとうございました。次回の開催ということで、次回は年明けにさせていただきます。平成 31 年 2 月頃に開催させていただきたいと思っております。ちょっと期間が長くなりますけど、次もまたお元気な顔を見せていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

会長

それでは、第 2 回松阪市地域包括支援センター運営協議会を終わりたいと思っております。